

府 孤 推 第 33 号
社 援 地 発 0624 第 4 号
令 和 6 年 6 月 24 日

各 都 道 府 県
各 市 区 町 村

孤独・孤立対策担当部局長 殿
生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

内閣府孤独・孤立対策推進室参事官
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度との連携について

令和6年4月1日から、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）が施行された。また、同月24日には、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることを目的とした、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行される。

孤独・孤立対策の推進は、生活困窮者を早期に発見し、その者の抱える課題の深刻化を予防する観点からも重要であることから、孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度との連携を進めるための具体的な方策等について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めるとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

1 孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度の連携の必要性

孤独・孤立対策は、法第2条において示されている基本理念のとおり、

- ① 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- ② 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- ③ 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を進めるものである。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるが、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

一方、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援

制度は、生活困窮の状態にある者に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る制度である。生活困窮者が抱える課題は多様であるが、周囲の人や地域社会からの孤立により、困窮状態に陥るケースもあれば、困窮状態に陥ることにより、他者とのつながりが薄れ、困窮状態が更に悪化するケースもあると考えられる。これまでの孤独・孤立の実態把握に関する全国調査においても、孤独感が高いと回答した者は、現在の孤独感に至る前に経験した出来事として「生活困窮・貧困」と回答する割合が高くなっている。困窮状態が深刻化する前に生活困窮者を必要な支援につなげるという観点からも、地域でのつながりの構築を含めた孤独・孤立対策の推進が必要である。

なお、これまでも、生活困窮者自立支援制度では、地域で支援につながっていない生活困窮者を関係機関等が連携して把握し、アウトリーチするといった、孤独・孤立による困窮状態の深刻化等を予防する働きかけや、必要に応じて地域における社会資源や生活困窮者の参加の場を創造する地域づくりが行われてきた。こうした従来の取組を継続することや、他の自治体におけるこうした取組を参考にすることも、孤独・孤立対策に資すると考えられる。

2 連携に当たっての基本的な考え方

孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度との連携を進めるに当たっては、それぞれの担当部局や関係機関が有するネットワークを活用し、支援制度や地域資源等についての情報や知見を共有することが効果的である。このため、両部局の担当者同士、両制度の支援員・関係者同士が日頃から関係を持ち、情報共有を行い、それぞれのネットワークに相互に参画することなどに取り組むようお願いしたい。

3 具体的な連携のあり方

具体的な連携に当たっては、例えば以下の方策が考えられることから、各自治体の孤独・孤立対策担当部局及び生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、これらも参考にしながら、両部局の連携推進に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 日常的な連携方法

各地方自治体においては、住民向けの啓発活動、相談支援、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策等を通じて、孤独・孤立対策を実施することが期待され、こうした取組においても、生活困窮者自立支援制度との連携を工夫されたい。このため、日頃から孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度の担当部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、日常的な連携体制を確保することが望ましい。そのための方法としては、例えば、情報共有の機会や連絡調整担当の設定、双方の制度を理解するための合同研修の実施、相談窓口に双方の制度のリーフレット等の設置を行うことなどが考えられる。

特に、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局については、生活困窮者を把握した場合に当該者に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨

を行うことが努力義務とされているところ（生活困窮者自立支援法第8条第2項）、孤独・孤立対策担当部局についてもこの関係部局に該当するものである。したがって、孤独・孤立対策のなかで生活困窮者を把握したときは、当該者が早期に必要な支援を受けることができるよう、生活困窮者本人に対して自立相談支援機関の情報を提供するなど、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

国においても、各種研修や説明会の実施、各地域における取組事例の発信などを通じて、地方自治体における孤独・孤立対策及び生活困窮者自立支援制度の連携の発展に取り組んでいくこととしているため、これらも積極的に活用されたい。

（2）会議体等を通じた連携方法

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関等の参画

孤独・孤立の問題に対しては行政機関単独や支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、分野を超えた様々な関係者が相互に連携・協働し、孤独・孤立対策の効果的な推進を図る官民連携体制の構築が必要である。そこで、地域における官民連携の強化のため、法第11条に基づき、各都道府県・市区町村の孤独・孤立対策担当部局において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に向けた検討を進めていただいている。

この地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる主な取組としては、例えば、

- ・ 地域における孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定
- ・ 地域における孤独・孤立対策に関する活動についての関係者間の情報共有、相互啓発活動、社会資源開発
- ・ 孤独・孤立対策についての住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 孤独・孤立対策のための人材確保や育成のための研修

などが挙げられる。孤独・孤立対策の推進のためには多様な主体の連携が不可欠であることから、孤独・孤立対策部局においては、必要に応じて生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等に対して同プラットフォームへの参画を依頼するとともに、生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等におかれては、参画依頼があった場合には、積極的に参画いただくようお願いする。

② 孤独・孤立対策地域協議会への生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関等の参画

法第15条第1項の規定に基づく孤独・孤立対策地域協議会は、各地域において、個々の当事者等への具体的な支援内容について、同協議会を構成する関係機関等の間で協議する場である。当事者等への円滑な支援を行うためには、支援に携わる関係者が共通の情報及び認識を持つことが重要である。孤独・孤立状態にある者の中には生活困窮者も含まれることが考えられるため、当該者への支援を充実させるためにも、

孤独・孤立対策地域協議会に生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等が参画することが期待される。

③ 支援会議への孤独・孤立対策担当部局等の参画

生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく支援会議（※）は、関係機関間における生活困窮者に関する情報共有や、地域課題の解決に向けた体制の整備を目的として設置されるものである。会議の対象となる生活困窮者の中には孤独・孤立状態にある者も含まれることが考えられることから、当該者への支援を充実させるためにも、支援会議に孤独・孤立対策担当部局等の孤独・孤立対策の関係者が参画することが考えられる。

（※）改正法の施行（令和7年4月1日）後は、支援会議の設置は福祉事務所設置自治体の努力義務となる。

④ 両会議体の効果的・効率的な運営

孤独・孤立対策地域協議会と支援会議とは、情報共有の対象となる当事者や構成員等が重複することも考えられる。また、会議体の事務に従事する者に対して秘密保持義務を課している点でも、両会議体は運営方法が類似している。（法第18条、生活困窮者自立支援法第9条第5項（改正法の施行後は同条第6項））

そこで、事務局や構成員の負担の軽減等の観点から、一方の会議体にもう一方の会議体の機能を追加することや、同日に時間を切り分けて開催したり、両者を一体的に開催したりする等の方法も考えられることから、両会議体の連携について積極的に検討されたい。

（3）都道府県による市区町村への支援

都道府県においては、孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度の連携事例等について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

4 留意事項

支援対象者を他の関係機関につなぐ場合や、他の関係機関とともに支援する場合など、本人の状況や希望、それらを踏まえて必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、原則として本人の同意を得る必要がある。個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に則った対応が必要であることに留意すること。

（参考）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_koutekibumon_guidelines.pdf

- (別添1) 孤独・孤立対策推進法の概要
- (別添2) 孤独・孤立対策推進法の施行通知
- (別添3) 孤独・孤立対策地域協議会ガイドライン
- (別添4) 生活困窮者自立支援制度の概要